

東松島市 わがまち特例一覧

名称	地方税法	市税条例	特例率	取得期限	適用期間	種類	具体的資産
家庭的保育事業	法第349条の3第27項	第61条の2第1項	1/2	平成29年4月1日～※認可後	期限なし	家屋償却	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産
居宅訪問型保育事業	法第349条の3第28項	第61条の2第2項	1/2	平成29年4月1日～※認可後	期限なし	家屋償却	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産
事業所内保育事業	法第349条の3第29項	第61条の2第3項	1/2	平成29年4月1日～※認可後	期限なし	家屋償却	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産
汚水又は廃液処理施設	法附則第15条第2項第1号	附則第10条の2第1項	1/2	令和6年4月1日～令和8年3月31日	期限なし	償却	汚水又は廃液の処理施設で使用する、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等
下水道除害施設	法附則第15条第2項第5号	附則第10条の2第2項	3/4	令和6年4月1日～令和8年3月31日	期限なし	償却	公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等
津波対策に供する施設	法附則第15条第21項	附則第10条の2第3項	1/2	平成28年4月1日～令和10年3月31日	4年間	償却	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設
津波防災に係る指定避難施設避難用部分	法附則第15条第22項第1号	附則第10条の2第4項	2/3	平成30年4月1日～令和9年3月31日	5年間	家屋	施設の屋上、階段等
津波防災に係る管理協定の協定避難用部分	法附則第15条第22項第2号	附則第10条の2第5項	1/2	平成30年4月1日～令和9年3月31日	5年間	家屋	管理協定に定められた協定避難用部分（既存施設）
津波防災に係る管理協定の協定避難用部分	法附則第15条第22項第3号	附則第10条の2第6項	1/2	平成30年4月1日～令和9年3月31日	5年間	家屋	管理協定に定められた協定避難用部分（建設予定施設又は建設中の施設）
指定避難施設に附属する避難用償却資産	法附則第15条第23項第1号	附則第10条の2第7項	2/3	平成30年4月1日～令和9年3月31日	5年間	償却	誘導灯、誘導標識等
協定避難施設に附属する避難用償却資産	法附則第15条第23項第2号	附則第10条の2第8項	1/2	平成30年4月1日～令和9年3月31日	5年間	償却	誘導灯、誘導標識等
再生可能エネルギー発電設備（太陽光）	法附則第15条第25項第1号イ（出力1kW未満）	附則第10条の2第9項	2/3	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年間	償却	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置
	法附則第15条第25項第2号イ（出力1kW以上）	附則第10条の2第13項	3/4				
再生可能エネルギー発電設備（風力）	法附則第15条第25項第1号ロ（出力20kW以上）	附則第10条の2第10項	2/3	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年間	償却	風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。
	法附則第15条第25項第2号ロ（出力20kW未満）	附則第10条の2第14項	3/4				
再生可能エネルギー発電設備（水力）	法附則第15条第25項第2号ハ（出力5kW以上）	附則第10条の2第15項	3/4	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年間	償却	水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。
	法附則第15条第25項第3号イ（出力5kW未満）	附則第10条の2第16項	1/2				
再生可能エネルギー発電設備（地熱）	法附則第15条第25項第1号ハ（出力1kW未満）	附則第10条の2第11項	2/3	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年間	償却	地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。
	法附則第15条第25項第3号ロ（出力1kW以上）	附則第10条の2第17項	1/2				
再生可能エネルギー発電設備（バイオマス）	法附則第15条第25項第1号ニ（出力1kW以上2kW未満）	附則第10条の2第12項	2/3	令和6年4月1日～令和8年3月31日	3年間	償却	バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る。）。
	法附則第15条第25項第3号ハ（出力1kW未満）	附則第10条の2第18項	1/2				
浸水防止設備	法附則第15条第28項	附則第10条の2第19項	2/3	平成29年4月1日～令和8年3月31日	5年間	償却	当該所有者又は管理者が作成する計画に記載された地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機
都市緑地法の認定計画に係る市民緑地	法附則第15条第32項	附則第10条の2第21項	2/3	平成29年4月1日～令和9年3月31日	3年間	土地	緑地保全・緑化推進法人が設置した一定の市民緑地の用に供する土地
サービス付き高齢者向け住宅	法附則第15条の8第2項	附則第10条の2第22項	2/3	平成27年4月1日～令和9年3月31日	5年間	家屋	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅
浸水被害軽減地区	法附則第15条第36項	附則第10条の2第23項	2/3	令和2年4月1日～令和9年3月31日	3年間	土地	水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地